



福県医発第2151号(地)

平成23年 1月28日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一 良

(公印省略)

行橋市乳幼児医療費支給制度の改正について

行橋市より平成23年4月1日から現在の乳幼児医療費支給制度の名称を「子ども医療費制度」に変更し、下記のとおり対象年齢を拡大する旨、通知が参りましたのでご連絡いたします。

つきましては、貴会におかれましてもご了知頂くとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 今回の改正は、子どもの疾病の早期発見と治療を促進し、もって子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とするものであります。
- 2) 本改正の詳細につきましては、別紙「行橋市乳幼児医療費支給制度の改正について」をご参照ください。
- 3) 本制度に関するお問い合わせは、行橋市役所福祉部こども支援課児童家庭係(TEL0930-25-1111 担当：丸山・大西)までご照会下さい。

記

【改正前】 名 称：乳幼児医療費制度
対象年齢：小学校就学前まで

【改正後】 名 称：子ども医療費制度
対象年齢：小学校3年生まで

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽



22 行福字第 1778-2 号

平成 23 年 1 月 19 日

福岡県医師会長 殿

行橋市福祉事務所長 山崎 好範

行橋市乳幼児医療費支給制度の改正について

平素より本市児童福祉行政の推進に対し、格別なご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件についてですが、本市では、子どもの疾病の早期発見と治療を促進し、もって子どもの保健の向上と福祉の増進を図るという観点から、平成 23 年 4 月 1 日より現在の乳幼児医療費支給制度の対象年齢の拡大等を予定しております。

つきましては、乳幼児医療費支給制度を別紙のとおり改正いたしますのでご協力のほどよろしくお願いします。

お問い合わせ

〒824-8601

福岡県行橋市中央1-1-1

行橋市役所福祉部子ども支援課児童家庭係

担当：丸山・大西

TEL：0930-25-1111（内線 1181、1182）

FAX：0930-22-7952



行橋市乳幼児医療費支給制度の改正について

1. 実施時期

平成23年4月1日

2. 改正の概要

区分		改正後（平成23年4月1日以降）	改正前（平成23年3月31日まで）
名称		子ども医療費制度	乳幼児医療費制度
対象者		小学校3年生まで（5,493人）	小学校就学前まで（4,262人）
支給の範囲		入院・通院医療費	入院・通院医療費
所得制限	3歳未満	なし	なし
	3歳以上	なし	あり
自己負担	3歳未満	なし	なし
	3歳以上	入院 500 円／日（3,500 円／月） 通院 600 円／月	入院 500 円／日（3,500 円／月） 通院 600 円／月

行橋市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○<u>行橋市子ども医療費の支給に関する条例</u> 平成9年3月27日条例第2号	○<u>行橋市乳幼児医療費の支給に関する条例</u> 平成9年3月27日条例第2号
(目的)	(目的)
第1条 この条例は、<u>子ども</u>の医療費の一部をその保護者に支給することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、もって<u>子ども</u>の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、<u>乳幼児</u>の医療費の一部をその保護者に支給することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、もって<u>乳幼児</u>の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) <u>子ども</u> 行橋市の区域内に住所を有し、次のいずれかに該当する者をいう。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者を除く。 ア 3歳に達する日の属する月の末日までにある者 イ 3歳に達する日の属する月の翌月の初日から<u>9歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	(1) <u>乳幼児</u> 行橋市の区域内に住所を有し、次のいずれかに該当する者をいう。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者を除く。 ア 3歳に達する日の属する月の末日までにある者 イ 3歳に達する日の属する月の翌月の初日から<u>6歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
(2) 保護者 医療保険各法の被保険者であって、行橋市の区域内に住所を有する親権を行う者、後見人その他の者で、<u>子ども</u>を現に監護する者をいう。	(2) 保護者 医療保険各法の被保険者であって、行橋市の区域内に住所を有する親権を行う者、後見人その他の者で、<u>乳幼児</u>を現に監護する者をいう。
(3) 医療保険各法 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）及び地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。	(3) 医療保険各法 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）及び地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。
(対象者)	(対象者)
第3条 この条例により医療費の支給を受けることができる者（以下「対象	第3条 この条例により医療費の支給を受けることができる者（以下「対象

改正後	改正前
者」という。)は、次の各号に該当する<u>子ども</u>の保護者とする。 (1) 行橋市の区域内に住所を有する者であること。 (2) 医療保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者（以下「被保険者等」という。）又は被扶養者であること。	者」という。)は、次の各号に該当する<u>乳幼児</u>の保護者とする。 (1) 行橋市の区域内に住所を有する者であること。 (2) 医療保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者（以下「被保険者等」という。）又は被扶養者であること。
2 <u>前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている子どもの保護者は対象者から除くものとする。</u>	2 <u>前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象者から除くものとする。</u>
	(1) <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている乳幼児の保護者</u> (2) <u>第2条第1号イに掲げる乳幼児の生計を維持する者の前年の所得（1月から9月までの間に受ける医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。）が児童手当法施行令（昭和46年政令第281号。以下「施行令」という。）第1条に規定する額（児童手当法（昭和46年法律第73号）第18条第1項に規定する被用者又は第17条第1項に規定する公務員にあつては、施行令第11条において読み替えて準用する同令第1条に規定する額）以上であるときの当該乳幼児の保護者</u>
(子ども医療費の支給)	(乳幼児医療費の支給)
第4条 市は、<u>子ども</u>の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に要する費用（以下「医療費」という。）のうち医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う政府、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団（以下「医療保険各法の保険者」と総称する。）が負担すべき額（国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額）が医療費の額に満たないときは、その満たない額に相当する額（標準負担額は含まない。以下「自己負担分相当額」という。）を、当該<u>子ども</u>の保護者に対し、<u>子ども医療費</u>として支給する。ただし、第2条第1号イに掲げる<u>子ども</u>にあつては、当該医療費のうち、医療機関	3 <u>前項第2号に規定する所得は、施行令第2条及び第3条の規定により算出した額とする。</u> 第4条 市は、<u>乳幼児</u>の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に要する費用（以下「医療費」という。）のうち医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う政府、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団（以下「医療保険各法の保険者」と総称する。）が負担すべき額（国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額）が医療費の額に満たないときは、その満たない額に相当する額（標準負担額は含まない。以下「自己負担分相当額」という。）を、当該<u>乳幼児</u>の保護者に対し、<u>乳幼児医療費</u>として支給する。ただし、第2条第1号イに掲げる<u>乳幼児</u>にあつては、当該医療費のうち、医療機関

改正後	改正前
(薬局を除く。)ごとに次の各号に規定する額については支給しない。 (1) 入院の場合 1日につき500円(ただし、1月につき3,500円を限度とする。) (2) 前号に規定するもの以外の場合 1月につき600円(ただし、自己負担分相当額が600円に満たない額のときは、当該額) 2 歯科診療と歯科診療以外の診療を併せて行う場合は、歯科診療と歯科診療以外の診療は、別の医療機関とみなす。 3 第1項の医療費の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。 <u>(受給資格の認定)</u>	(薬局を除く。)ごとに次の各号に規定する額については支給しない。 (1) 入院の場合 1日につき500円(ただし、1月につき3,500円を限度とする。) (2) 前号に規定するもの以外の場合 1月につき600円(ただし、自己負担分相当額が600円に満たない額のときは、当該額) 2 歯科診療と歯科診療以外の診療を併せて行う場合は、歯科診療と歯科診療以外の診療は、別の医療機関とみなす。 3 第1項の医療費の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。 <u>(受給資格の認定)</u>
第5条 <u>子ども医療費の支給を受けようとする者は、規則の定めるところにより、あらかじめ、市長に対し申請をし、子ども医療費の受給資格の認定を受けなければならない。</u>	第5条 <u>乳幼児医療費の支給を受けようとする者は、規則の定めるところにより、あらかじめ、市長に対し申請をし、乳幼児医療費の受給資格の認定を受けなければならない。当該認定を受けた者が、第2条第1号イに掲げる乳幼児となった日及びその日以降毎年10月1日以降引き続き乳幼児医療費の支給を受けようとする場合においても、また同様とする。</u>
<u>(子ども医療証の交付)</u> 第6条 市長は、<u>子どもの</u>保護者であつて、かつ、前条の規定に基づき認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)に対し、規則の定めるところにより、<u>子ども医療証</u>を交付するものとする。 2 市長は、医療保険各法の保険者が負担すべき額とこの条例による<u>子ども医療費</u>が重複して支給されるおそれがあるときは、前項の規定にかかわらず、<u>子ども医療証</u>を交付しないものとする。 <u>(子ども医療証の提出)</u>	<u>(乳幼児医療証の交付)</u> 第6条 市長は、<u>乳幼児の</u>保護者であつて、かつ、前条の規定に基づき認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)に対し、規則の定めるところにより、<u>乳幼児医療証</u>を交付するものとする。 2 市長は、医療保険各法の保険者が負担すべき額とこの条例による<u>乳幼児医療費</u>が重複して支給されるおそれがあるときは、前項の規定にかかわらず、<u>乳幼児医療証</u>を交付しないものとする。 <u>(乳幼児医療証の提出)</u>
第7条 <u>子ども</u>が規則で定める病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション(以下「保険医療機関等」という。)において医療を受けようとするときは、受給資格者は、当該保険医療機関等に<u>子ども医療証</u>を提出するものとする。	第7条 <u>乳幼児</u>が規則で定める病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション(以下「保険医療機関等」という。)において医療を受けようとするときは、受給資格者は、当該保険医療機関等に<u>乳幼児医療証</u>を提出するものとする。

改正後	改正前
(支給の方法) 第8条 市長は、<u>子ども</u>医療費として支給すべき費用を保険医療機関等の請求に基づき、受給資格者に代わり、当該保険医療機関等に支払うものとする。 2 前項の規定による支払いがあったときは、受給資格者に対し<u>子ども</u>医療費の支給があったものとみなす。 3 市長は、<u>子ども</u>が受けた療養について、医療保険各法による医療費の支給がなされたとき、その他市長が第1項の方法によりがたいと認めたときは、第1項の規定にかかわらず、受給資格者に対し、<u>子ども</u>医療費を支給することができる。 (届出義務) 第9条 受給資格者は、<u>子ども</u>について住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があったときは、速やかに、市長に届け出なければならない。 (損害賠償との調整) 第10条 市長は、<u>子ども</u>が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、<u>子ども</u>医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した<u>子ども</u>医療費の額に相当する金額を返還させることができる。 (不正利得の返還) 第11条 市長は、偽りその他不正の手段により、<u>子ども</u>医療費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。 (受給権の保護) 第12条 <u>子ども</u>医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。 (委任) 第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	(支給の方法) 第8条 市長は、<u>乳幼児</u>医療費として支給すべき費用を保険医療機関等の請求に基づき、受給資格者に代わり、当該保険医療機関等に支払うものとする。 2 前項の規定による支払いがあったときは、受給資格者に対し<u>乳幼児</u>医療費の支給があったものとみなす。 3 市長は、<u>乳幼児</u>が受けた療養について、医療保険各法による医療費の支給がなされたとき、その他市長が第1項の方法によりがたいと認めたときは、第1項の規定にかかわらず、受給資格者に対し、<u>乳幼児</u>医療費を支給することができる。 (届出義務) 第9条 受給資格者は、<u>乳幼児</u>について住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があったときは、速やかに、市長に届け出なければならない。 (損害賠償との調整) 第10条 市長は、<u>乳幼児</u>が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、<u>乳幼児</u>医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した<u>乳幼児</u>医療費の額に相当する金額を返還させることができる。 (不正利得の返還) 第11条 市長は、偽りその他不正の手段により、<u>乳幼児</u>医療費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。 (受給権の保護) 第12条 <u>乳幼児</u>医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。 (委任) 第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

改正後	改正前
附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行前に行橋市乳幼児医療費の助成に関する条例の規定に基づいて行われた乳幼児医療証の交付及び乳幼児医療費の支給等についての処分は、この条例の施行の日において、行橋市乳幼児医療費の支給に関する条例の規定に基づいて行われた乳幼児医療証の交付及び乳幼児医療費の支給等についての処分とみなす。 附 則 (平成11年3月29日条例第5号) この条例は、平成11年4月1日から施行する。 附 則 (平成15年12月24日条例第17号) (施行期日等) 1 この条例は、平成16年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 2 市長は、前項の規定にかかわらず、平成16年1月1日前においても、改正後の行橋市乳幼児医療費の支給に関する条例第2条第1号の乳幼児に係る乳幼児医療費の受給資格の認定を行い、及び受給資格者に対して乳幼児医療証を交付することができる。 附 則 (平成18年9月26日条例第29号) この条例は、平成19年1月1日から施行する。 附 則 (平成20年6月23日条例第20号) (施行期日等) 1 この条例は、平成20年10月1日(以下「施行日」という。)から施行し、同日以降に受ける医療に係る乳幼児医療費から適用する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 2 市長は、前項の規定にかかわらず、施行日前においても、改正後の行橋市乳幼児医療費の支給に関する条例第2条第1号イの乳幼児に係る乳幼児	附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行前に行橋市乳幼児医療費の助成に関する条例の規定に基づいて行われた乳幼児医療証の交付及び乳幼児医療費の支給等についての処分は、この条例の施行の日において、行橋市乳幼児医療費の支給に関する条例の規定に基づいて行われた乳幼児医療証の交付及び乳幼児医療費の支給等についての処分とみなす。 附 則 (平成11年3月29日条例第5号) この条例は、平成11年4月1日から施行する。 附 則 (平成15年12月24日条例第17号) (施行期日等) 1 この条例は、平成16年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 2 市長は、前項の規定にかかわらず、平成16年1月1日前においても、改正後の行橋市乳幼児医療費の支給に関する条例第2条第1号の乳幼児に係る乳幼児医療費の受給資格の認定を行い、及び受給資格者に対して乳幼児医療証を交付することができる。 附 則 (平成18年9月26日条例第29号) この条例は、平成19年1月1日から施行する。 附 則 (平成20年6月23日条例第20号) (施行期日等) 1 この条例は、平成20年10月1日(以下「施行日」という。)から施行し、同日以降に受ける医療に係る乳幼児医療費から適用する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 2 市長は、前項の規定にかかわらず、施行日前においても、改正後の行橋市乳幼児医療費の支給に関する条例第2条第1号イの乳幼児に係る乳幼児

改正後	改正前
医療費の受給資格の認定を行い、及び受給資格者に対して乳幼児医療証を交付することができる。 <u>附 則</u> <u>(施行期日等)</u> 1 この条例は、平成23年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、同日以降に受ける医療に係る子ども医療費から適用する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 2 市長は、前項の規定にかかわらず、施行日前においても、改正後の行橋市子ども医療費の支給に関する条例第2条第1号イの子どもに係る子ども医療費の受給資格の認定を行い、及び受給資格者に対して子ども医療証を交付することができる。	医療費の受給資格の認定を行い、及び受給資格者に対して乳幼児医療証を交付することができる。